

県出資法人について

1 県の出資・出えん等法人数(H22年11月現在)

※金額単位 百万円

県の出資比率	法人形態																				合計			
	土木三公社				公益								一般											
					民法法人				社会福祉法人				新公益法人				株式会社							
	法人数	出資・出えん額	補助金・委託料	職員派遣	法人数	出資・出えん額	補助金・委託料	職員派遣	法人数	出資・出えん額	補助金・委託料	職員派遣	法人数	出資・出えん額	補助金・委託料	職員派遣	法人数	出資・出えん額	補助金・委託料	職員派遣	法人数	出資・出えん額	補助金・委託料	職員派遣
1/2以上	3	684	222	8	13	13,633	3,328	33	1	7	344	2	1	503	3	-	-	-	-	-	18	14,827	3,897	43
1/4以上	-	-	-	-	14	1,226	114	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	47	-	-	16	1,273	114	2
1/4未満	-	-	-	-	14	524	1,219	5	1	210	829	1	-	-	-	-	9	202	-	-	24	936	2,048	6
合計	3	684	222	8	41	15,383	4,661	40	2	217	1,173	3	1	503	3	0	11	249	0	0	58	17,036	6,059	51

2 これまでの取組み状況

(1) 団体の統廃合

H16年～H22年 8団体を削減

産業支援団体、農林水産支援団体、高齢福祉団体の統合、県民会館等の廃止など

(2) 経営に関する指導監督

県出資比率2分の1以上の団体に経営改善の指導監督

(3) 県の人的関与の縮小

H17年 78名 → H22年 51名(△27名)

団体が自立して経営を行えるよう県職員派遣を削減など

(4) 県の財政的関与の縮小

H19年 64億円 → H22年 61億4千万円

事務事業評価等を通じた補助金の見直し、業務委託における契約方法の見直しなど (△2億6千万円)

(5) ホームページにおける情報公開

管理運営の適正化を推進するため、業務や財務、職員給与等の情報をホームページ上で公開

3 主な課題

①公益法人制度改革

財団法人、社団法人が平成25年11月までに公益財団・社団法人または一般財団・社団法人へ移行することが必要

公益法人移行する場合、不特定多数の利益を目的とする公益目的事業の比率を50%以上とすることが必要

《参考》出資・出えん法人への指導等の根拠

対象団体	指導内容	規定の内容
1/2以上出資	団体の予算の執行に関する調査	団体の予算執行の調査、報告徴収等ができる。また、議会への経営状況の報告が必要(地方自治法第221条第3項)
	経営状況の公表	毎年度、経営状況を説明する資料を議会へ提出(地方自治法第243条の3第2項)
1/4以上出資	監査委員による監査	監査委員は、必要があると認めるとき等には監査できる。(地方自治法第199条第7項)
	情報公開	職員数や給与に関する情報公開を団体に要請する。(行政改革推進法第57条)

②県との関わり

職員派遣など県が運営に密接に関与している団体がある。

議会の監視機能を高める観点から、議会に報告する団体の範囲を拡大する旨の答申がなされている。(H21 地方制度調査会)

- ⇒
- 団体の整理・統合
 - 経営の合理化
 - 指導対象とする範囲の拡大
 - 県の財政的・人的支援の縮小